

令和3年第9回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和3年9月30日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年9月30日(木) 午後2時から
深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 45 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 46 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 47 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 48 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理の取消しに対する専決処分について
- 5) 報告第 49 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 50 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理の取消しに対する専決処分について
- 7) 報告第 51 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 8) 報告第 52 号 土地改良法第3条第2項の規定による事業参加資格交替申出に対する専決処分について
- 9) 議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定について
- 10) 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 11) 議案第 52 号 農地法第4条第1項の規定による許可の取下願について
- 12) 議案第 53 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 13) 議案第 54 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 14) 議案第 55 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 15) 議案第 56 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)策定に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年9月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年9月30日(木) 午後3時10分			
	閉 会	令和3年9月30日(木) 午後3時46分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	桑原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	欠
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 課長補佐	福島 豊一			
	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主任	山本 哲也			

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第9回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員24人中24人全員の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、1人の欠席となっておりますのでご報告いたします。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議案の説明を省略させていただきます。</p> <p>議案の概要につきましては「資料1」と書かれた用紙をご参照ください。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号7番下田委員、議席番号8番小嶋委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程にしたがひまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第45号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第52号「土地改良法第3条第2項の規定による事業参加資格交代申出に対する専決処分について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきますが、報告第52号について、事務局より内容の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>はい。事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の16ページ、報告第52号になります。「土地改良法第3条第2項の規定による事業参加資格交替申出に対する専決処分について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては、土地改良事業に参加する資格を有する者の交替について専決処分をしたものでございます。土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地について所有権に基づき、耕作等に供されるものについては所有者、所有権以外の権限に基づき耕作等に供されているものについては、原則耕作者となっております。ただし、後者の場合所有者と耕作者の両者が合意によってその資格を交替すべき旨を申し出て、かつ農業委員会の承認があった場合にはその資格が交替するものとなっております。</p> <p>こういった内容の報告案件になってございます。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。</p>	
	議 長	<p>はい。</p> <p>事務局から報告の通りであります。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第50号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長 事務局	次に、議案書の17ページ、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本議案のうち、整理番号101番につきましては新規就農の案件となりますので、事務局よりヒアリングの報告をお願いします。 それではまた事務局より説明させていただきます。 議案資料の2ページ、新規就農ヒアリング報告書の方をご覧くださいと思います。 ヒアリング内容としましては、まず経営方針については施設栽培において安定した品質と生産量を確保し、露地野菜においてはトレンド等を意識し品目を選定していくということで、経営規模は5, 135㎡、労働力としてはご本人と義理の弟ということになります。資本装備としてはビニルハウス1, 500㎡、農業用物置が200㎡、農作業所が60㎡、その他にトラクター、トラック、防除機等がございます。父親が米麦をしております、今回につきましては品目を変えて別経営体にするということで、新規就農ヒアリングをさせていただきました。今回新規就農される方につきましては、季節野菜、トマト、きゅうりを主力として、状況をみながらその他の農作物も作っていききたいというようなこととなります。基本的に装備品につきましては、父親がやっておりますので、そちらの方から引き継げるということ、それから農業経営自体につきましても父親から助言等協力が得られるということ、特に経営上の問題はないと思われるということとなります。 報告は以上となります。
	議 長	ただ今、事務局から説明がありましたヒアリングの報告につきましては、特段問題はないと思います。 それでは本議案について一括で審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)		
議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 これはですね、事務局の方からも説明がありましたけど、新規というよりも、実質的には経営継承に近い形での新規の就農でありまして、特段、その辺は本人もやる気満々でしたので、応援しましょうということになってございます。		
議案第51号 「農地法第3条の規定による 許可申請について」	議 長	次に、議案書の49ページ、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)		
議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議案第52号 「農地法第4条第1項の 規定による許可の取下願 について」	議 長	次に、議案書の50ページ、議案第52号「農地法第4条第1項の 規定による許可の取下願について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
進	議案第53号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の51ページ、議案第53号「農地法第4条第1項 の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
行	議案第54号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の52ページ、議案第54号「農地法第5条第 1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
状 況	議案第55号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	議 長	次に、議案書の55ページ、議案第55号「農用地利用 配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決めます。
	議案第56号 「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)策定に係る意見について」	議 長 農業振興課	次に、議案書の62ページ、議案第56号「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)策定に係る意見について」を議題とします。 この件について、農業振興課より説明を求めます。 はい。議案第56号につきましては、農業振興課の案件でございますので、農業振興課から説明をさせていただきます。 まず、資料の確認です。お手元にクリップ止めの「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)策定に係る意見について」というものがありまして、その後ろに補足資料1、補足資料2、補足資料3とついているものがありますでしょうか。本日配らせていただいたものですので、机の上にあるかと思えます。それと、議案の方の参考資料といたしまして、A4縦の「議案第56号(参考資料)27号計画の意見について計画書(案)」というものがあります。この2つが農業振興課に関わる部分ですのでご用意していただき、もし不足がありましたらこちらの方に言っていただきたいと思います。こちらは議案資料と一緒に郵送させていただいたものです。今回、この2つの資料を使って説明をさせていただきます。 最初に訂正なんですけれども、議案書の62ページ、議案第56号の2行目の文言が、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号イの規定に基づき、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に対して、意見を求める。」となっておりますが、正しくは、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号イの規定に基づき、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)に対して、意見を求める。」ということでございます。すいませんが、こちらの方の間違いでしたので本日お配りした訂正済みのものと差し替えをお願いいたします。 それでは、補足資料1等を見ながら、担当の者から順次ご説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。
		農業振興課	はい。それでは着座にて失礼させていただきます。議案書の説明ですが、まず初めにこの議案の背景でございますけれども、こちら7月の農業委員会総会の際に皆様に土地改良事業に伴って農振除外が制限されますとお知らせを配布させていただきまして、これにより土地改良事業の着手から事業が完了した年度の翌年度以降8年が経過するまで農振除外ができなくなるとご説明させていただきましたが、今回の議案はこれに対して地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画を定めることによって例外的な施設に限ってでございますが、引き続き除外ができるようにしていくというものになっております。27号計画といいますが、こちらの計画についてですが、本日配らせていただいたクリップ止めの資料の2枚目の補足資料1を使ってご説明させていただきたいと思えます。こちらは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第27号に規定されている地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を指すものでございます。市町村が地域の農業の振興の観点から定めた計画となっております。農村活性化施設などを位置付けることで公共性が高いと認められる施設の用に供する土地として農用地からの除外が可能となるものでございます。現在深谷市内で実施されている土地改良事業、かんがい排水事業につきましては、事業の実施期間が長く、範囲も広範囲となりまして多くの農地が受益地となっているため、この区域のすべてを8年未経過農地として農用地からの除外を一切認めないことは、かえって農業の振興を阻害する恐れもあることから、今回27号の規定を利用して地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限って、範囲内において県と調整を行いまして、計画案を今回策定したものでございます。これによって定められた施設は引き続き農用地から除外が可能となっております。

	会 議 件 名	て ん 末	
<div data-bbox="173 133 206 168">会</div> <div data-bbox="173 549 206 585">議</div> <div data-bbox="173 971 206 1006">進</div> <div data-bbox="173 1389 206 1425">行</div> <div data-bbox="173 1811 206 1846">状</div> <div data-bbox="173 2232 206 2268">況</div>			<p>次に、3枚綴りの補足資料の2枚目の地図になりますが、こちらは以前にもお配りさせていただいたところではございますが、土地改良が実施されている区域の位置図となっております。今回お配りさせていただいております縦書きの別添の計画案についても合わせて使いながら説明を続けさせていただきたいと思っております。計画案が今回3部ございまして、まず最初が荒川中部地域の計画でございますが、こちら表紙をめくっていただいて、(4)の表になりますが、直近の土地改良事業等の実施状況をご覧ください。四角の表になりますが、この地域では荒川中部の農業水利事業、かんがい排水事業、右幹線、左幹線の事業が平成26年から行われておりまして、完了が一応今のところ予定では令和6年となっております、こちらは事業実施の期間中と事業完了の翌年度から8年間は除外ができませんので、期間としましては令和14年度まで除外ができなくなるというものとなっております。次のページからは、この地域の農業の現状と特徴等を書かせていただいております、特に重要となってくるのが中段にあります地域の特性に応じた農業振興に必要であると認められる施設になるかと思っております。皆さん気になることであると思われまますが、今後どういったものが例外的に認められる施設となるかといひますと、中段にありますように、ア、イ、ウ、エ、オのところございまして、農業者のための住宅、自己用住宅、農業用施設、公共公益施設、上記のほか、地域の特性に応じた農業の振興をはかるために必要であると市長が認める施設となっております。アの農業者のための住宅でございますが、こちらについては農家証明などで確認しながら運用するものとなっております、イの自己用住宅については、これまでの除外と同様の基準で立地できるものと考えております。ウの農業用施設用地についても、例えば畜舎などもこれに含まれ、これも同様の基準で立地できるものと考えております。エの公共公益施設については、福祉施設ですとか医療施設、集会所などについてもこれまでと同じように立地できるものと考えております。オにつきましては、これまで説明させていただきましたもの以外に、市長が認めることが適切と判断した場合に使う条文となっております。荒川中部地区については以上となります。</p> <p>次が備前渠用水地域の計画でございます、こちらページをめくっていただくと直近の土地改良事業の概要が出ておりまして、備前渠用水のかんがい排水事業については、平成27年度から令和3年度まで事業が実施されるものとなっております、令和4年度から8年間ですので、令和11年度まで除外が制限されるものとなっております。また戸森、田谷のエリアについては、かんがい排水事業とは別に、農地の耕作条件改善事業といたしまして、別の事業を実施していることから、こちら令和9年度まで除外が規制されるものとなっております。ページをめくっていただきますと、こちらの計画につきましても、例外として認められる施設がア、イ、ウ、エ、オと記載させていただいておりますが、こちらにつきましては、先ほどの荒川中部地域と同じで、市内において違いを設けずに、例外施設は同様とさせていただいております。市内の計画の中では統一がとれているような状況でございます。</p> <p>最後は豊里、明戸北部地域の計画となります。こちらですぬ表紙をめくっていただくと、右側中段に(4)として直近の土地改良事業の実施状況が記載されております。こちら、豊里東部地区で平成27年度から令和元年度まで土地改良事業を実施しておりましてこちらが令和9年度まで、かんがい排水事業の明戸北部地域につきましては、平成29年度から令和2年度まで事業が実施されていたところでございます。ですので、制限のかかる期間が令和10年度までとなっております。こちらページをめくっていただきますとやはり、例外として認められる施設がア、イ、ウ、エ、オと記載させていただいておりますが、市内で統一させていただいたということで、こちら荒川中部地区、備前渠用水地区と同じものが記載されているものがございます。</p> <p>そして、最後に補足資料3ということで、これまでのできる施設をまとめさせていただいたものがあります。このA4判横の用紙ですが</p>

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況			<p>施行前、施行後と結局何が変わるんだということが一番重要かと思えますので、それについて簡単に表にさせていただきましたので、これについて説明をさせていただきます。</p> <p>まとめといたしましては、一言で申しますと、農業の振興を図る施設のみを認めるということですので、事業系の工場、店舗、資材置場、駐車場、それから敷地拡張ができなくなるということでございます。もう少し具体的に詳しく言いますと、策定前の方を見ていただくと、1番になります調整区域・非線引き区域ともに、いわゆる沿道(国道及び12m以上の市道)サービスである休憩施設(コンビニ等)や給油所は、農地要件が合えば、これまでは立地できていたということです。今回の計画策定により、今後これらは立地できなくなるということでございます。2番につきましては、調整区域の既存集落内であれば、集落で日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗が、これまでは立地できていた。それから、花園地区、非線引き区域においては、工場、店舗も農地要件が合えば、立地できていた。これが一番上に書かれている文章にあるとおり、事業系の工場、店舗、資材置場、駐車場、敷地拡張ができなくなるということなので、今回の計画により立地ができなくなります。それから3番になりますが、資材置場、駐車場は農地要件が合えばこれまでは立地できていたということですが、今後はこの計画策定により立地できなくなります。それから4番ですが、調整区域においても農家住宅、自己用住宅、農業用施設、公共施設はこれまで立地できていました。今回の例外の中にもすべてこれは盛り込みましたので、これまでと同様先ほど出てきました12号の自己用住宅等も同様に立地できます。それから5番ですが、事業系の既存施設の敷地拡張は、農地要件が合えば拡張できていた。策定後、今回の計画により事業系の敷地拡張はできなくなります。細かく言うと以上でございます。</p> <p>あと注意といたしましては、あくまでもこれは土地改良、かんがい排水事業の受益地であることを前提としますので、受益地なのか受益地ではないのか、結構受益地が点々としている場合もありますので、その辺はご注意くださいと思います。先ほどの図のエリアすべてが対象というわけではなくて、受益地の中での規制ということで、今回事業系のものに規制がかかるということでございます。</p> <p>農業振興課からの説明は以上となります。</p>
		事務局長	<p>ちょっと確認をさせてください。</p> <p>今、説明をしていただいたものについては、27号計画というのを策定することによって土地改良事業が入ってもできる施設を指定したということですか。</p>
		農業振興課	はい。
		事務局長	この27号計画で指定をしないと、全てができなくなってしまうんだけど、指定することによってこの補足資料3に載っているものはできるようになると。細かく言うと4番ですかね。農家住宅、自己用住宅、農業用施設、公共施設はできるんだよ、ということでもいいんですよね。
		農業振興課	はい、そうです。これまでと同様、引き続き除外の方は行ってまいります。
		吉田委員	直売所はどのなの。
		農業振興課	直売所の方も農業用施設に該当する場合は可能です。
		吉田委員	野菜を売るのでも？
		農業振興課	その辺はもちろん細かな要件がありますがけれども、誰が何%とか要件はありますがけど、基本的には可能です。以上です。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行		議 長	はい。農業振興課より説明がありました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
行		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び 議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
状	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和3年第9回定期総会を閉会いたします。
況			

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年9月30日

議 長 安藤 已喜夫

署名委員 下田 洋子

署名委員 小嶋 道夫